

第6章 合併手続

1 医療法人の合併の種類

医療法人は、他の医療法人と合併することができます。この場合においては、合併をする医療法人は、合併契約を締結しなければなりません。…………… 法第57条

(1) 吸収合併

医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第58条

(2) 新設合併

2以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併に伴い新設する医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第59条

2 合併の手続

(1) 合併契約

吸収合併をする場合には、吸収合併存続医療法人と吸収合併消滅医療法人との間で、吸収合併契約を締結しなければなりません。

また、新設合併をする場合には、新設合併設立医療法人と吸収合併消滅医療法人との間で、新設合併契約を締結しなければなりません。…………… 法第58条、法第59条

(2) 社員総会、理事会の決議

社団たる医療法人にあつては、吸収合併契約又は新設合併契約について、当該医療法人の総社員の同意を得なければなりません。財団たる医療法人にあつては、寄附行為に吸収合併又は新設合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収合併又は新設合併をことができ、吸収合併契約又は新設合併契約について、理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。…………… 法第58条の2、法第59条の2

(3) 都知事の認可

吸収合併又は新設合併は、吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じません。また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければなりません。

…………… 法第58条の2、法第59条の2

(4) 債権者保護手続

合併の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。…………… 法第58条の3

合併の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。ただし、その期間は、2月を下ることができません。

…………… 法第58条の4

(5) 合併の効力の発生

吸収合併及び新設合併は、吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において組合等登記令の定めるところにより登記をすることによって、その効力が生じます。…………… 法第58条の6、法第59条の4

3 合併認可申請

(1) 合併認可申請手続

申請手続については、東京都公式ホームページ内の「医療法人設立、合併及び分割認可等に係る年間スケジュール」を確認してください。

(2) 吸収合併認可申請の必要書類

ア 吸収合併認可申請書

イ 合併理由書

ウ 法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類(合併することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写し。原本と相違ない旨の理事長の証明があること。)

エ 吸収合併契約書の写し

オ 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為

カ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為

キ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表

ク 吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

ケ 吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書

- コ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- サ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の勘定科目内訳書
- シ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ス 吸収合併前の吸収合併存続医療法人、吸収合併消滅医療法人及び吸収合併後の吸収合併存続医療法人の医療法人の概要

（３）新設合併認可申請の必要書類

- ア 新設合併認可申請書
- イ 合併理由書
- ウ 法第59条の2の手続を経たことを証する書類（合併することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写し。原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）
- エ 新設合併契約書の写し
- オ 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- カ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- キ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- ク 新設合併設立医療法人の新設合併後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- ケ 新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- コ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- サ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の勘定科目内訳書
- シ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ス 新設合併前の新設合併消滅医療法人及び新設合併設立医療法人の医療法人の概要

４ 持分の定めのある医療法人の合併

吸収合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、吸収合併存続医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、国若しくは地方公共団体、医療法第31条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの及び持分の定めのない医療法人以外の者を残余財

産の帰属すべき者として規定することができます。

なお、合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となります。

新設合併設立医療法人は、医療法人の新設を行うこととなるため、新設合併前の医療法人がいずれも持分の定めのある医療法人である場合であっても、新設合併設立医療法人は持分の定めのない医療法人となります。